

## 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画）の修正要旨

平成 15 年 6 月

### 1 山地災害危険箇所の定義について

砂防対策に関して、降雨時等における土石流の発生や崖崩れの恐れのある山地災害危険箇所の定義が変更されたことにより、その旨を修正する。

（第 2 編 第 3 章）

### 2 被災宅地危険度判定土について

地盤災害の予防に関して、降雨時等における被災住宅地による二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定土を派遣する体制の整備を図る旨を追加する。

（第 2 編 第 11 章）

### 3 道路情報システムについて

道路災害時における災害情報及び道路通行規制等の情報伝達手段として、県が整備していた道路情報システムが 15 年度より運用されたため、その記載内容を変更する。（第 2 編 第 14 章）

### 4 名古屋地方気象台の情報伝達について

名古屋地方気象台では、気象予報警報等の情報伝達手段として、今まで予警報一斉伝達装置により実施していたが、平成 15 年 1 月からは防災情報提供装置を中心に情報提供することとなったため、その旨を追加する。

（第 3 編 第 2 章）

### 5 LP ガス施設災害対策について

災害時におけるガス災害の中で、LP ガス施設被害の応急復旧、保安対策について記載内容を充実させるために修正する。

（第 3 章 第 20 章）

### 6 日本郵政公社について

平成 15 年 4 月に実施された東海郵政局の公社化に伴う所要の修正を行う。

### 7 防災局の単独設置について

平成 15 年 4 月の組織再編により、県民生活部防災局から防災局に単独設置されたことによる所要の修正を行う。

## 愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）の修正要旨

平成15年6月

- 1 密集住宅市街地整備促進事業の推進について  
防災性の向上を図るために、密集住宅市街地の整備改善を積極的に推進していくこととしているので、密集住宅市街地整備促進事業の推進に関する記述を追加する。  
(第2編第2章)
- 2 耐震改修費補助制度の創設について  
民間住宅の耐震化を促進するため、旧基準木造住宅を対象に実施する耐震改修費補助制度について追加する。  
(第2編第5章)
- 3 愛知県建築物地震対策推進協議会について  
建築物の耐震診断や耐震改修を促進するため、平成10年設置の愛知県建築物震後対策推進協議会の活動内容を拡大・改組し、平成14年10月に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会について追加する。  
(第2編第5章)
- 4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画  
地震対策緊急整備事業計画及び第2次地震防災緊急事業五箇年計画について、地震防災対策強化地域の指定に伴う変更計画の事業内容に修正する。  
(第2編第16章)
- 5 金融対策における保険会社、証券会社の措置について  
警戒宣言発令時及び発災後における金融対策について、保険会社、証券会社の取るべき措置について追加する。  
(第3編第5章、第4編36章)
- 6 住宅復興に向けた住宅金融公庫名古屋支店との協力について  
被災住宅の早期復興に資するため、平成15年1月に県と住宅金融公庫名古屋支店が締結した協定に基づく住宅相談所の設置など、住宅再建に向けた対策について追加する。  
(第5編第1章)
- 7 日本郵政公社について  
平成15年4月に実施された東海郵政局の公社化に伴う所要の修正を行う。
- 8 愛知県の防災局の単独設置について  
平成15年4月に実施した防災局の部組織への格上げに伴う所要の修正を行う。